

## 防火安心みおつくしマーク表示制度運用細則

(平成21年 3月31日 計画調整局長 健康福祉局長 消防局長決裁)

(最近改正 平成23年 3月31日)

### 第1 目的

この細則は、防火安心みおつくしマーク表示制度（以下「制度」という。）の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 関係部局及び事務局

制度の運用は、次に掲げる関係部局が常に連絡調整を図り行うものとし、運用に関する疑義が生じた場合は早急に協議して適正な執行に努めるものとする。なお、制度の運用に関する事務局は、消防局予防部（以下「事務局」という。）に置くものとする。

- (1) 消防局予防部
- (2) 計画調整局建築指導部
- (3) 健康福祉局健康推進部

### 第3 交付申請の受付

防火安心みおつくしマークの交付申請の受付については、次のとおりとする。

- (1) 交付申請の受付は、原則として事務局が行うものとし、交付申請書（防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱（以下「要綱」という。）別記様式第2号）に次の書類を添付させて申請させること
  - ア 交付基準自主チェック表（別記様式第1号）
  - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条に規定する検査済証の写し
  - ウ 店舗の配置図
  - エ 各階平面図（避難口及び避難口に通じる通路等が明示されているもの）
  - オ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の配置図
  - カ その他交付基準の適合確認に必要となる図書
- (2) 事務局は、交付申請書に必要な書類が添付されていること並びに交付申請書及び添付書類（以下「交付申請書等」という。）の記載内容に不備がないことの確認を行い、不備がない場合は交付申請書等を受理し、不備がある場合は申請者に返戻すること
- (3) 事務局は、受理した交付申請書等の写しを関係部局へ送付すること

#### 第4 審査及び現地調査等

交付申請に係る審査及び現地調査等については、次のとおりとする。

- (1) 審査及び現地調査等は、要綱別表の防火安心みおつくしマーク交付基準に掲げる各項目について、それぞれ次の関係部局が行うものとする。

ア 関係法令の遵守状況に関すること

項 目	部 局 名
消防関係法令	消 防 局
建築関係法令	計画調整局

イ 防火に係る取り組みに関すること

項 目	部 局 名
防 火 研 修	消 防 局

ウ 避難安全性に関すること

項 目	部 局 名
避 難 経 路 図	消 防 局
避難経路の確保	消 防 局

なお、消防局における避難経路の確保の審査及び現地調査等については、店舗の床面積の合計が200㎡以下の建築物を対象とする。

エ 用途に関すること

項 目	部 局 名
宿泊させる意思	健康福祉局
寝具等の提供	
広 告	

- (2) 関係部局は、申請に係る必要書類の審査及び現地調査等を終えた場合は、その結果を交付基準適合状況チェック表（別記様式第2号）に記入し、速やかに事務局に送付すること
- (3) 現地調査等を実施するにあたっては、当該店舗の業務をみだりに妨害しないよう申請者と日程の調整を行うこと。なお、当該店舗について直近に立入検査等を実施している等、事前に店舗の状況を確認している場合及び交付申請書等の審査

のみで適合状況のチェックが可能な場合は、現地調査等を省略することができるものとする。

- (4) 事務局は、各所管部局の審査結果を集約し、防火安心みおつくしマークの交付又は不交付の決定を行い、その旨を申請者及び関係部局に通知すること
- (5) 交付申請の受理から防火安心みおつくしマークの交付又は不交付の決定までの処理期間は、特別な理由がある場合を除きおおむね1箇月間とする。

## 第5 防火安心みおつくしマークの交付

防火安心みおつくしマークの交付については、要綱に定めるほか次のとおりとする。

- (1) 防火安心みおつくしマークに記載する「交付番号」については、交付年月、業種区分及び一連番号を付し、次の例により記載すること

(例)

交 付 番 号	0906(カ)—123
---------	-------------

ア 交付年月

交付年月は、西暦年下2桁及び月2桁を付す。

イ 業種区分

業種区分は、カラオケボックスを(カ)、複合カフェを(フ)、テレホンクラブを(テ)、個室ビデオ店を(コ)として付す。

ウ 一連番号

一連番号は、各年度の一連番号を「001」から交付順に付す。

- (2) 防火安心みおつくしマークに記載する「表示期間」については、期間終了日の日付を次の例により記載すること

(例)

表 示 期 間	平成23年5月31日まで
---------	--------------

- (3) 防火安心みおつくしマークの交付に際しては、申請者に対し当該マークの適正な運用及び返納要件について説明すること

## 第6 公表

防火安心みおつくしマークを交付した店舗の公表については、要綱に定めるほか次のとおりとする。

- (1) 事務局は、防火安心みおつくしマークを交付した店舗について、次の方法により公表するものとする。

ア 大阪市のホームページ

イ 消防局及び消防署での閲覧

ウ その他電話、ファクシミリ等による市民からの問い合わせ

(2) 公表する事項は、次のとおりとする。

ア 店舗名

イ 業種

ウ 所在地

エ 交付年月日

オ 交付番号

## 第7 運用管理等

制度の運用管理等については、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、防火安心みおつくしマークの交付申請を受理したすべての店舗について、店舗名称、交付適合状況、交付・不交付決定日、交付番号等の制度の運用に必要な事項を防火安心みおつくしマーク表示制度運用管理簿（別記様式第4号）に記録するものとする。
- (2) 関係部局は、制度の運用管理上必要と認めるときは、防火安心みおつくしマークを交付した店舗に対し、現地調査等を行うものとする。
- (3) 関係部局は、防火安心みおつくしマークを交付した店舗が要綱第8条に定める返納要件に該当する事実を確認した場合は、直ちに事務局へ通報すること
- (4) 事務局は、前号の通報があった場合は、当該店舗の所有者又は管理者に対し、防火安心みおつくしマークを返納するよう防火安心みおつくしマーク返納通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

## 第8 補足事項

制度の運用に関して、次のとおり補足する。

- (1) 要綱第3条に定める本制度の対象とする店舗については、制度の普及状況及び社会情勢を勘案して、随時見直すものとする。
- (2) 要綱第3条の「個室」とは、壁等により完全に区画された部分だけでなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものとする。
- (3) 制度の運用上、市民、店舗関係者からの各種相談等については、原則として事務局を窓口とするが、防火安心みおつくしマークの交付申請に係る事前相談等については、相談内容に応じ事務局以外の関係部局においてもそれぞれが窓口となり、交付基準の所管項目について相談等に応じること

- (4) 防火安心みおつくしマークの交付申請を予定している店舗関係者が希望する場合は、申請前であっても必要に応じて当該店舗の現地調査等を行い、交付基準適合状況を確認することができるものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成23年3月31日から施行する。

別記

様式第1号(A4)

(表)

交付基準自主チェック表

店 舗 名		
業 種	<input type="checkbox"/> カラオケボックス	<input type="checkbox"/> 複合カフェ
該当する業種に☑すること	<input type="checkbox"/> テレホンクラブ	<input type="checkbox"/> 個室ビデオ店

1 関係法令の遵守状況に関すること

項 目	内 容	自主チェック (適否に☑すること)	
消 防 関 係 法 令	消防関係法令の基準に適合していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
建 築 関 係 法 令	建築関係法令の基準に適合していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

2 防火に係る取り組みに関すること

項 目	内 容	自主チェック (適否に☑すること)	
防 火 研 修	主たる従業員が、消防局が別に定める実践的な防火研修を受講し、営業時間中は当該研修修了者が勤務していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

3 避難安全性に関すること

項 目	内 容	自主チェック (適否に☑すること)	
避 難 経 路 図	各個室の見やすい箇所に、当該個室からの廊下、階段、避難口その他の避難施設等に至る避難経路図を明示していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
避難経路の確保	2以上の有効な避難経路を確保していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

(裏)

4 用途に関すること

項目	内容	自主チェック (適否に☑すること)
宿泊させる意思	宿泊料を受けて、人を宿泊させる意思がないこと	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
寝具等の提供	寝具等を提供しないこと (例) ・ベッド、布団、枕、毛布(ひざ掛けを除く。)等の提供 ・倒すことによりフラット(平ら)になる椅子の設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
広告	ホテル、旅館、宿、宿泊等旅館業施設と紛らわしい内容を標榜しないこと (例) ・ゆっくり眠れます。      ・仮眠できます。 ・安く泊まれます。      ・お泊りできます。 ・一泊 ○○○円。      ・休憩できます。 ・モーニングコールします。      ・ホテル並みの客室あります。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

防火安心みおつくしマークの交付申請に際し、上記項目について自主チェックを行いました。

すべての記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印

\*自筆署名の場合、押印は不要です。

平成 年 月 日

## 交付基準適合状況チェック表 (審査結果送付用)

店 舗 名		業 種	
-------	--	-----	--

防火安心みおつくしマークの交付申請に係る上記店舗の審査結果は、次のとおりです。

局 部 担当 審査者氏名

## 1 関係法令の遵守状況に関する事 (審査年月日 平成 年 月 日)

項 目	内 容	適 合 状 況 (適否に☑すること)	
消 防 関 係 法 令	消防関係法令の基準に適合していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
建 築 関 係 法 令	建築関係法令の基準に適合していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

## 2 防火に係る取り組みに関する事 (審査年月日 平成 年 月 日)

項 目	内 容	適 合 状 況 (適否に☑すること)	
防 火 研 修	主たる従業員が、消防局が別に定める実践的な防火研修を受講し、営業時間中は当該研修修了者が勤務していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

## 3 避難安全性に関する事 (審査年月日 平成 年 月 日)

項 目	内 容	適 合 状 況 (適否に☑すること)	
避 難 経 路 図	各個室の見やすい箇所に、当該個室からの廊下・階段・避難口その他の避難施設等に至る避難経路図を明示していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
避 難 経 路 の 確 保	2以上の有効な避難経路を確保していること	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

(裏)

4 用途に関すること (審査年月日 平成 年 月 日)

項 目	内 容	適 合 状 況 (適否に☑すること)	
宿泊させる意思	宿泊料を受けて、人を宿泊させる意思がないこと	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
寝具等の提供	寝具等を提供しないこと (例) ・ベッド、布団、枕、毛布（ひざ掛けを除く。）等の提供 ・倒すことによりフラット(平ら)になる椅子の設置	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
広 告	ホテル、旅館、宿、宿泊等旅館業施設と紛らわしい内容を標榜しないこと (例) ・ゆっくり眠れます。 ・仮眠できます。 ・安く泊まれます。 ・お泊りできます。 ・一泊 〇〇〇円。 ・休憩できます。 ・モーニングコールします。 ・ホテル並みの客室あります。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

\* 審査しなかった項目については適合状況欄に斜線を引くこと

\* 審査結果について参考となる書類、写真等がある場合は添付すること

備 考	
-----	--

様式第3号（A4）

防火安心みおつくしマーク返納通知書

（申請者）

様

大 阪 市 長

平成 年 月 日付で貴店舗に交付した防火安心みおつくしマークは、防火安心みおつくしマーク実施要綱第8条に定める返納要件のうち第 号に該当しますので、速やかに返納するよう通知します。

記

店 舗 名	
所 在 地	大阪市 区
交 付 番 号	
交 付 年 月 日	
表 示 期 間	

本通知について不明な点については、消防局予防部予防担当まで問い合わせください。

\*問合せ先

〒550-8566

大阪市西区九条南1-12-54

電話：06-4393-6320

FAX：06-4393-4580

